



動物愛護法と実験動物/動物実験

～ これまでの法改正経緯と市民団体の提案解説 ～

1

動物実験の法制度改善を求めるネットワーク

<http://homepage2.nifty.com/jikken-houseido/>

藤沢 顕卯

はじめに 動物実験とは？



動物実験とは？



- 動物実験は意図的に動物(マウス、ラット、モルモット、ウサギ、ハムスター、イヌ、ネコ、サル等)に病気や怪我を負わせ、最後には殺処分する行為。
- 医薬品、農薬、工業薬品、食品添加物、化粧品、バストイレタリー他の日用薬品の開発、あるいは臓器移植他の先端医療、脳研究、公害毒性試験、生物医学・獣医学の基礎研究、教育実習等々のために行われる。
- 大学、研究所、製薬企業等で行われ、年間使用数は1000万～2000万匹と言われる。

動物実験とは？ 続き



- 動物実験は表向きでは科学研究という体面を持つが、一方では動物に多大な苦痛と犠牲を強いており、動物虐待と紙一重の行為。
- 原発や遺伝子組換え等の問題同様、倫理的な問題が大きく、社会としてどう取り扱うべきかを議論する必要がある。
- 賛成、反対を論じる前に、実態を把握する必要があり、また賛成と反対とに関わらず、現実の動物の苦痛と犠牲を減らす方法を皆で考えなければならない。

動物実験とは？ 続き



- 世論の一定の合意を社会システムに反映させる民主的な方法として、法律の作成がある。
- 海外先進国では、実験者、実験施設、実験計画等に対する厳しい規制があるが、日本には法的規制が全くなく、いつ、誰が、どこで、どんな実験をすることも法的には制限されていない。
- また、行政すら、実験施設がどこに何か所あるか、実験動物が何匹、何の実験に使われているか等の基本的な情報さえ、把握していない。

動物実験とは？ 続き



- 実験動物保護を求める市民、市民団体は、長く動物愛護法の改正を訴えてきたが、動物実験/実験動物に関係する学術団体、業界団体等の反対により未だに実現に至っていない。
- 今回の改正でも、業界の意向を受けた党内議員の強い反対により、民主党案の骨子から実験動物の福祉項目が全て削除されるという事態が発生している。
- この問題にどう対処すべきか、私たちは実験関係者の声や意見も踏まえ、真剣に考えなければならない時期に来ている。

動物実験に関わる職種

- 研究者 …… 動物実験の主体者（資格制度なし）
実験計画を作り他のスタッフと共同で研究を遂行
- 獣医師 …… アドバイザー的役割
動物実験施設の管理や研究者への獣医学的アドバイス
動物実験委員会にも参加
海外では動物福祉に関して重要な役割を担う
- 技術者 …… 研究者や獣医師の補助的役割
実験処置や実験動物のケア、飼育管理
- 飼育管理業者 …… 外部請負の業者



動物実験/実験動物に関連する組織、団体

○ 学術系

日本医学会、日本神経科学会、日本生理学会、
日本実験動物学会 …

○ 産業系

日本製薬工業協会、日本化粧品工業連合会、
日本実験動物協会、日本実験動物共同組合 …

○ 大学系

国立大学法人動物実験施設協議会、公立大学実験動物施設協議会

○ 獣医系

日本実験動物医学会

○ 技術者系

日本実験動物技術者協会

○ 3R系

日本動物実験代替法学会

製薬協

お問い合わせ | サイトマップ | アクセスマップ | リンク情報 | English

サイト内検索

文字サイズを変更 大 標準 小

新薬の開発を通じて社会への貢献をめざす 日本製薬工業協会

製薬協は、病院、診療所などの医療機関で使われる医療用医薬品の研究・開発を通じて世界の人々の健康と福祉の向上に貢献することをめざす、研究開発志向型の製薬協会が加盟する団体で、1968年に設立されました。

会員会社一覧へ

東日本大震災の被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

製薬協について

製薬協とりや団体の理念から、組織体制、具体的な活動内容までを掲載しています。

- 製薬協とは
- 製薬協のテレビCM
- 自主基準
- 委員会からのお知らせ
- 刊行物(資料室)

くすりについて

くすりの広範な情報から、新薬・治験情報、相談窓口の案内までを掲載しています。

- くすりのとは
- くすりの相談窓口
- くすりのQ&A
- 新薬・治験情報
- GDM情報
- くすりマガジン

患者さんのために

「患者参加型医療」を目標とした、製薬協のさまざまな活動内容を掲載しています。

- 製薬協の患者会活動
- 製薬協の患者会活動
- くすりの情報リンク
- 患者会リンク集
- 疾患情報リンク集
- 市民・患者と協働

製薬協について

製薬協とりや団体の理念から、組織体制、具体的な活動内容までを掲載しています。

くすりについて

くすりの広範な情報から、新薬・治験情報、相談窓口の案内までを掲載しています。

患者さんのために

「患者参加型医療」を目標とした、製薬協のさまざまな活動内容を掲載しています。

製薬協の患者会活動

製薬協の患者会活動

くすりの情報リンク

くすりの情報リンク

患者会リンク集

患者会リンク集

疾患情報リンク集

疾患情報リンク集

市民・患者と協働

市民・患者と協働

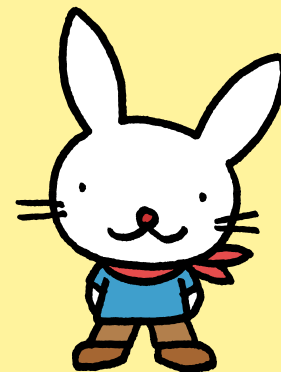
2012年07月24日

【ニュースリリース】「インテネット」販売と安全な医薬品アクセスに関する

2012年07月24日

【ニュースリリース】「インテネット」販売と安全な医薬品アクセスに関する

動物愛護法の 改正経緯



動物愛護管理法



1973年(昭和48年)に議員立法で制定され、以後、1999年、2005年に主要な改正が行われている。

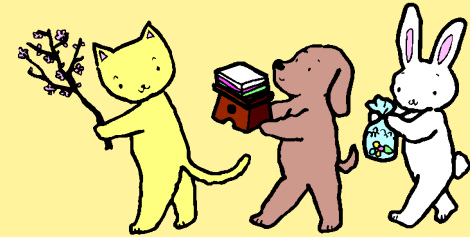
議員立法・・・国会議員が法律を作る(少数)

政府立法(閣法)・・・行政(省庁)が法律を作る(多数)

法律制定の背景には、天皇の訪英等をきっかけとした、当時の日本の捕獲犬の過酷な扱いや実験動物の惨状等に対する欧米諸国からの批判があったと言われる。

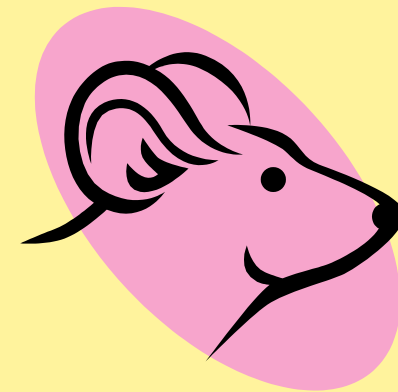
附則で「施行後五年を目途」とした見直し措置が定められている。

動物愛護管理法



- 目的(第1条)「動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて...とともに、動物の管理に関する事項を定めて...」
- 対象動物の範囲 理念としては動物全体を愛護(保護)及び管理するが、実際的には人の所有する動物(家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物)を愛護(保護)及び管理する法律。
 - 動物全体...理念としては愛護(保護)することになっている
(「動物」の定義がないため)
 - 愛護動物(牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる、その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの)...虐待への罰則の対象
 - 人の所有する哺乳類、鳥類、爬虫類...愛護(保護)の中心
(動物取扱業の規制、飼養保管基準等)

動物愛護管理法の改正経緯



1973年～1999年 所管:総理府(省庁再編で現在はない) 改正前

動物の保護及び管理に関する法律(全13条)

動物実験については3Rのうち、苦痛の軽減(Refinement)のみを規定

保護動物の虐待は3万円以下の罰金又は科料、犬ねこの引き取り、飼育保管基準

1999年～2005年 所管:総理府、環境省(2001年から) 第1回改正後

動物の愛護及び管理に関する法律(全31条)

動物実験については3Rのうち、苦痛の軽減(Refinement)のみを規定

罰則強化、動物取扱業(実験動物除く)の届出、動物愛護担当職員、動物愛護推進員

2005年～ 所管:環境省 第2回改正後

動物の愛護及び管理に関する法律(全50条)

動物実験の3R原則を規定(苦痛の軽減は義務、2Rは「配慮するものとする」)

基本指針(国)及び動物愛護管理推進計画(自治体)の策定、動物取扱業の登録、特定(危険)動物の飼養許可制、罰則強化、3Rの規定

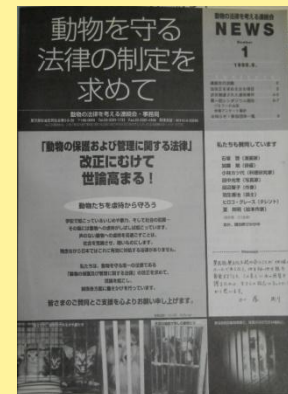
動物愛護管理法の改正経緯 (1999年：第1回改正)

神戸の少年連続殺傷事件と動物虐待の関係を契機に、当時の与党・自民党が青少年の健全育成の観点から、法律制定(1973年)以来26年ぶりに動物愛護法を改正して動物虐待への罰則強化を狙う動き。

→ これに対応し、全国の約150団体からなる「動物の法律を考える連絡会」が結成される。

約40万名の署名を衆参の258名の国会議員を紹介議員として提出。

勉強会、該当宣伝、シンポジウム、ロビー活動等。



動物愛護管理法の改正経緯 (1999年：第1回改正)



「動物の法律を考える連絡会」署名5項目

1. 動物及び動物虐待・遺棄の定義を明確にする。
2. 罰則を強化する。
3. 動物虐待等の調査、監視及び適切な指導のための査察制度を設ける。
4. 動物取扱業を許可制にする。
5. 動物実験を許可制にし、民間人を含めた動物実験倫理委員会及び査察制度を設ける。

1～4はある程度法改正に反映された。

(動物虐待・遺棄の罰則強化、罰金3万円から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、動物愛護担当職員と動物愛護推進員設置、動物取扱業の届出制)

→ しかし動物実験は全く手つかず。

(動物取扱業の届出からも、特段理由もなく、わざわざ実験動物業者は除外された)

動物愛護管理法の改正経緯

(2005年：第2回改正)

→ 3Rのみ、2R(数の削減、代替法)が「配慮するものとする」という表現で追加された。

→ 他は全く無視されたが、**実験動物の飼養保管基準**(環境省)が改正(2006年)され、文科、厚労、農水が**動物実験指針**を作成(2006年)した。

(背後には2004年日本学会議の提言：

- ・全国共通の動物実験ガイドライン
- ・第三者評価制度)



業界主導の「自主規制」
路線がスタート

動物愛護管理法の改正経緯

(2012年：第3回改正)

途中まで民主党案に入っていた

1. 実験動物施設の届出
2. 3Rの義務化

が、学術・業界団体の猛反発で全て削除！！

(5/31民主党WT)



動物愛護法と 実験動物/動物実験



動物愛護管理法第7条（現行法）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。



「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」

動物愛護管理法第41条（現行法）

2005年改正（第2
回改正）で追加

第五章 雑則

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしななければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しななければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」

動物実験の国際原則 3 R とは？



3Rsは1959年にイギリスの研究者RussellとBurchにより提唱された考え方で、動物実験の基本原則として広く国際的に認知され、各国の法律や国際基準・指針等にも反映されています。

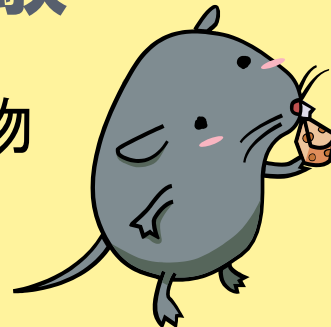
Replacement (代替) : 細胞や組織を使用したin vitro(試験管内実験)への代替、無脊椎動物等の意識・感覚が低位の動物種の利用、コンピュータシミュレーション等の動物を全く使用しない方法の利用

Reduction (削減) : 科学的に必要な最少の動物数を使用、同程度の情報をより少ない動物を用いて得ることができる方法の選択

Refinement (改善) : 痛み・苦痛・ストレス等の軽減、安楽死措置、飼育環境改善など

動物愛護法と実験動物/動物実験

- ◆ “実験動物” …… 実験に使われる動物
本法の愛護(保護)の対象

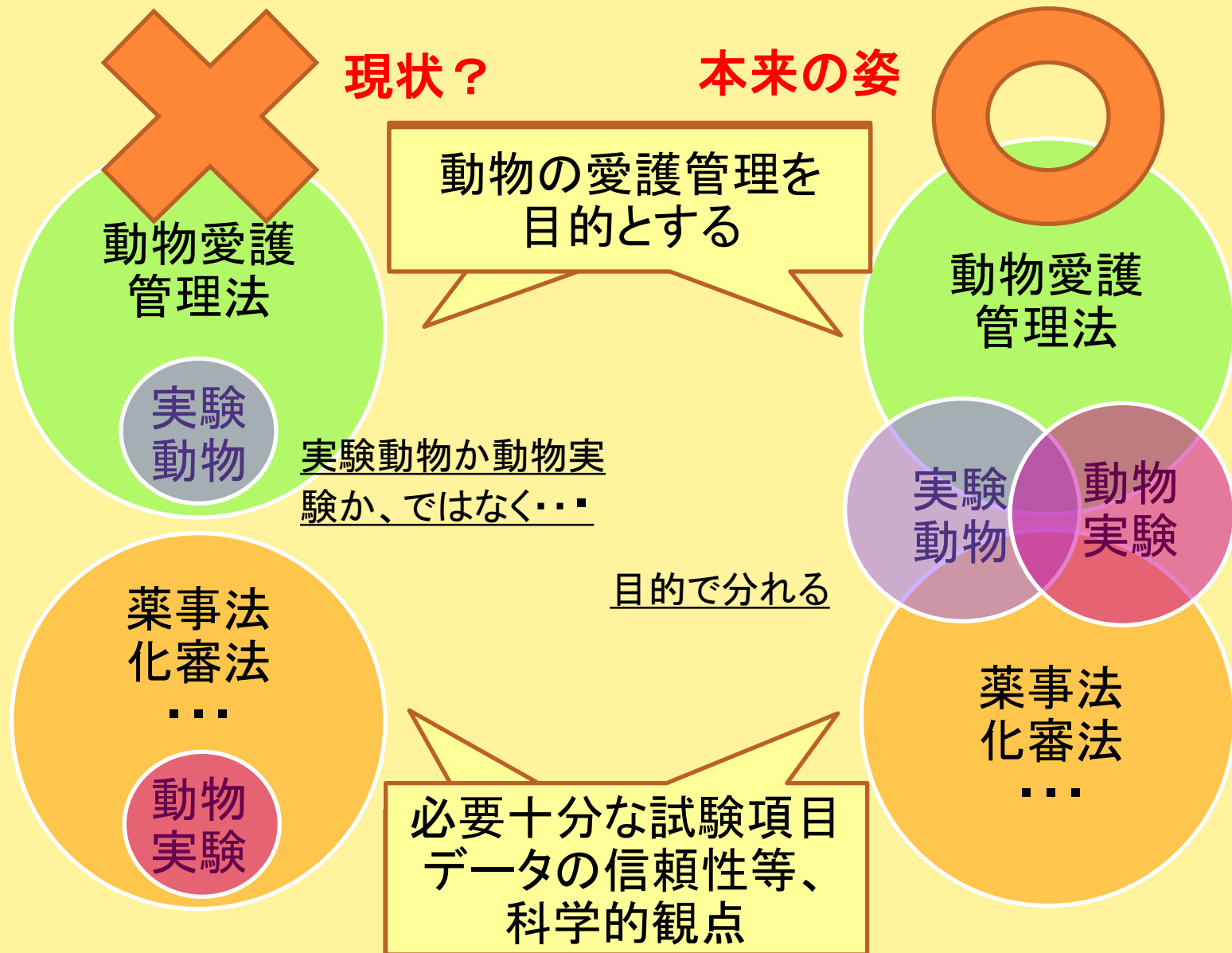


- ◆ “動物実験” …… 動物を実験に使う行為
 - ✓ “動物実験”は科学研究であるので本法の対象外(かつ環境省の管轄外)であるという解釈 …… ✗



- ✓ “動物実験”は「動物の適正な取扱い」に含まれるので、本法の対象であるという解釈 …… ○
→ 現に第41条(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)は“動物実験”に関する条文である。

動物愛護法と実験動物/動物実験



動物愛護法と実験動物/動物実験



結論

そもそも実験動物と動物実験は厳密には切り離せず、表裏一体

動物愛護法の対象範囲を考えると、“実験動物”か“動物実験”かで分けるのは間違い。

目的 = 動物の愛護管理か、科学的観点(データの信頼性確保や必要十分なデータ取得等)か、で分けるのが正解。

“動物実験”であっても、動物の愛護管理に関する事柄は動物愛護法の対象となる。(3R、動物実験委員会、施設の登録etc.)

動物実験の ガイドラインと 自主管理体制



動物実験の指針、ガイドライン

- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)
- 厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日厚生労働省通知)
- 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日農林水産省通知)
- 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日 日本学術会議第16回幹事会)

日本学術会議の提言（2004年）

● 動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）

日本学術会議第7部報告

平成16年7月15日



日本学術会議は、・・・昭和24年（1949年）1月、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立されました。職務は、以下の2つです。

- 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
 - 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。
- （日本学術会議HPより）

日本学術会議の提言（2004年）

動物実験が生命科学、ことに人類の生存と健康維持に直接かかわる医学・医療、薬学などのいわゆる健康科学の分野において不可欠であることは言うまでもない。一方、人と動物の共生という立場から動物実験に対する批判も存在し、そのため欧米では動物実験が著しく制約され医学研究に支障が出ている国もある。また、わが国でも動物の供給が難しくなるなど日本も例外ではなく、動物を科学研究に用いることに対する反対運動は根強い。健康・疾病問題の解決と人類の幸福増進に不可欠な**動物実験**が、広く社会の理解と支持を得て行われるようにするためにわれわれが成すべきことを検討し、本報告を取りまとめた。

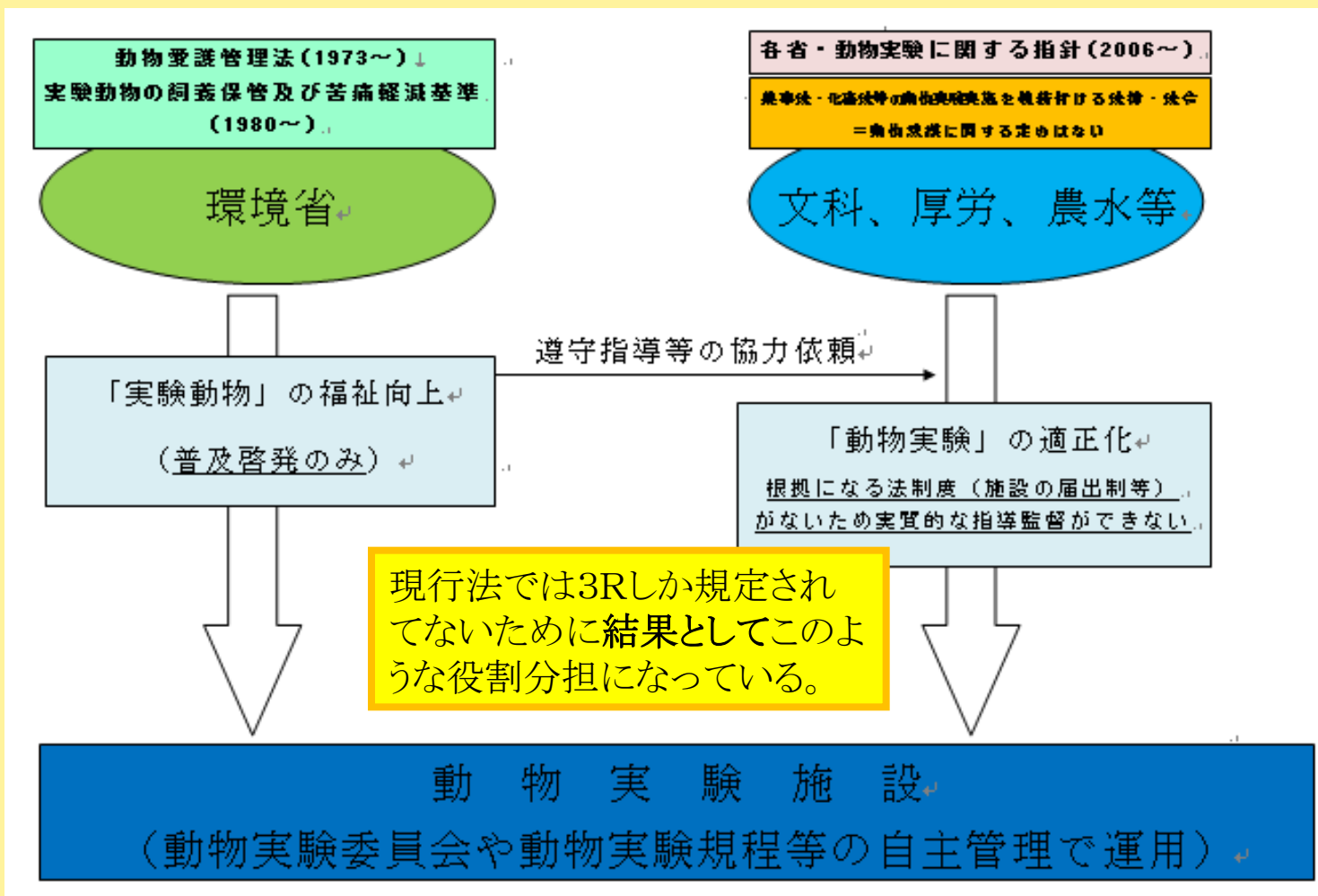
日本学術会議の提言（2004年） 続き

わが国では、学術会議の勧告を契機として、各研究機関が法規に準拠して動物実験指針を制定し、動物実験委員会を設けて、動物実験を自主的に管理している。……

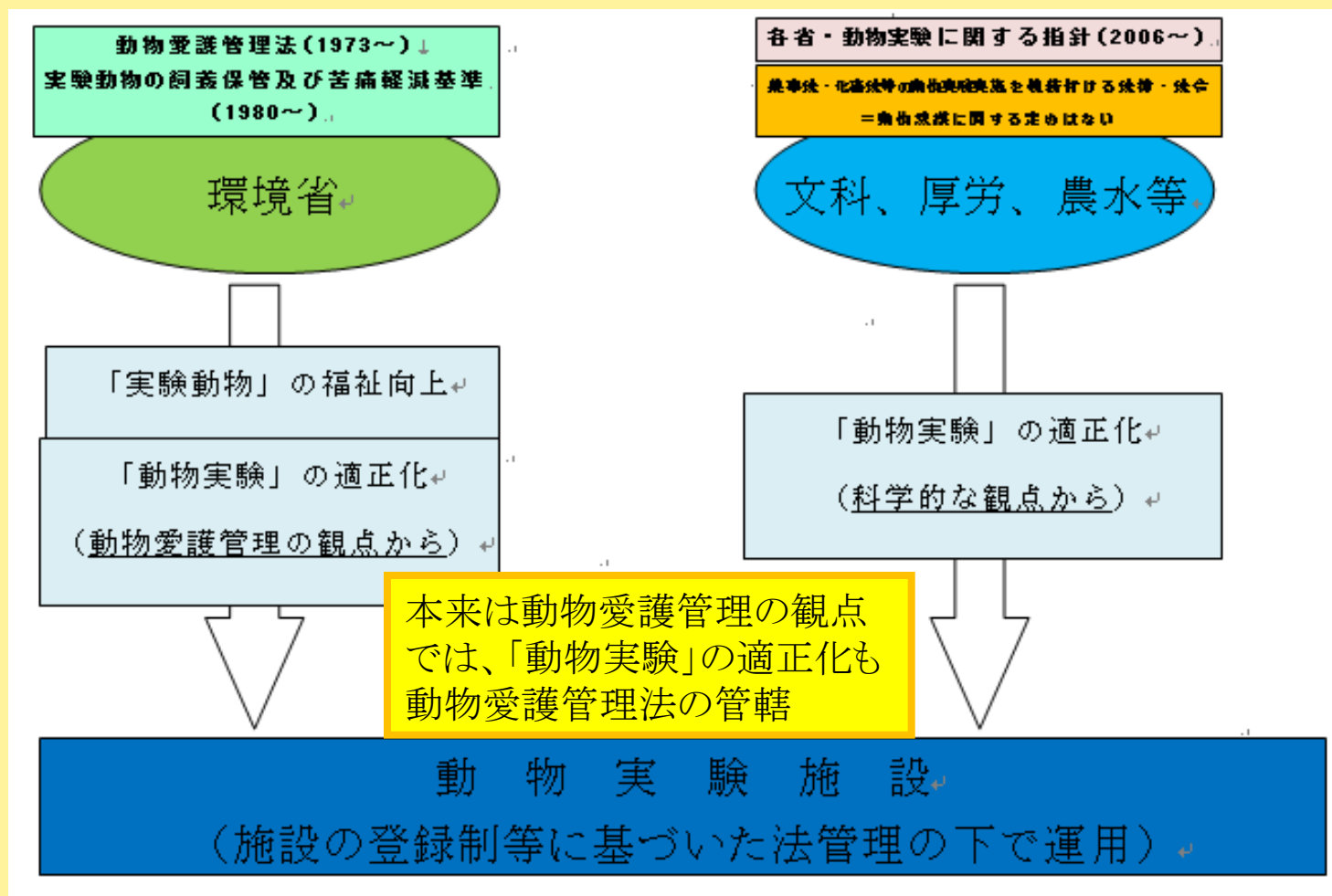
欧米の動物愛護団体からは、日本に動物実験の法規制はないという誤解も招いている。……

われわれは、現在の各研究・試験機関による自主管理方式の客観性を保証し、実効と信頼性を一段と強めるために、1)動物実験の倫理原則を実行に移すときの基準を示す国内で統一された動物実験ガイドラインを制定することと、2)当該ガイドラインの実効を担保するための第三者評価システムを構築することを提言する。ガイドラインの制定にも、第三者評価システムの構築にも広く社会の意見を聞き、透明性の高いものにする必要がある。

現行法の枠組みでの動物実験/実験動物の管理体制（環境省資料をもとに作成）



動物愛護法と動物実験/実験動物の関係 (本来の姿)



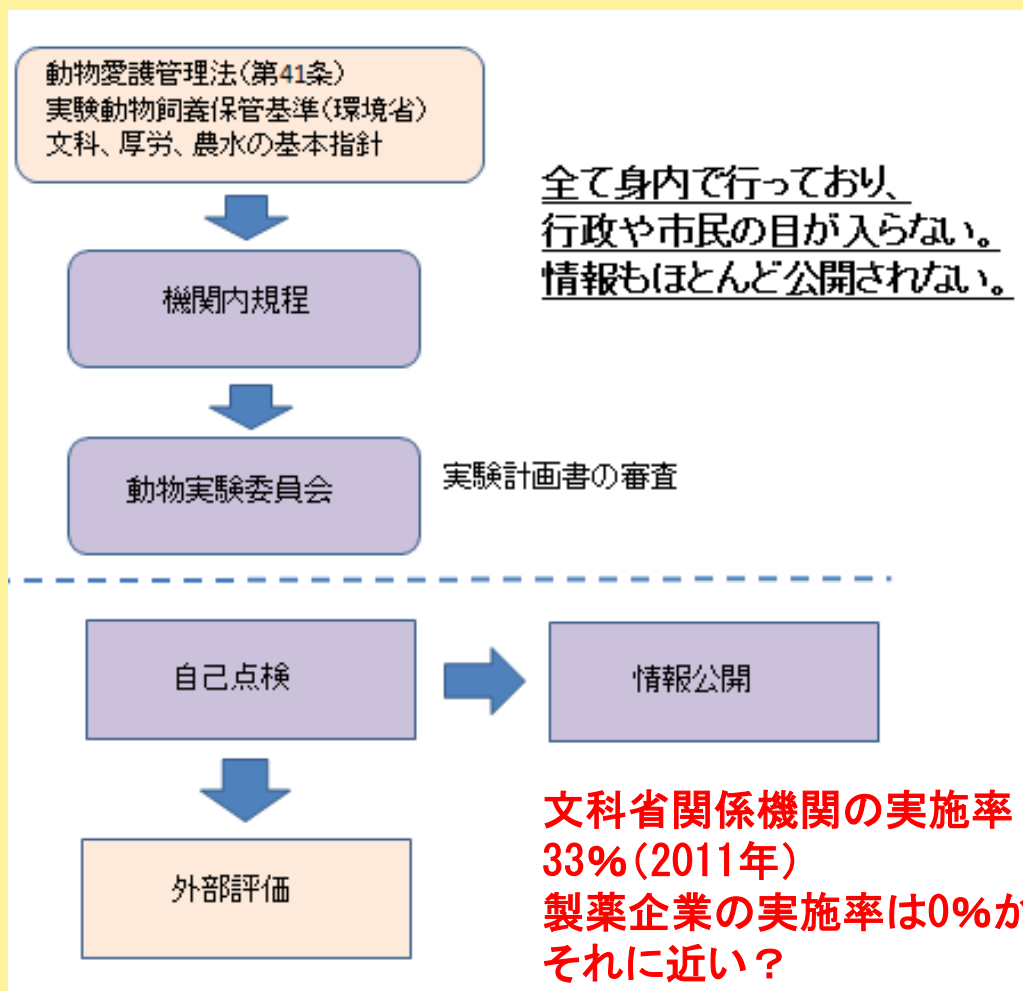
日本における動物実験の自主管理の仕組みと問題点

アンケート調査以外に実質的な指導を行ってない。

機関外や民間人が入らない。

形式的・画一的な項目

自己点検の追認のみ。業界団体が評価。




市民団体の提案 要点解説



動物実験の法的管理が持つ3つの側面、意味

1. 実験動物福祉・3Rの担保、推進
2. 情報公開による市民監視、社会的議論の推進
3. 動物実験の規制
 - ・実験者の免許制、実験計画の許可制、実験施設の許可制等
 - ・目的による規制(ex. 化粧品や兵器の実験禁止)
 - ・動物種による規制(ex. 霊長類や放浪動物の使用禁止)
 - ・苦痛度による規制(ex. カテゴリーEの禁止)



今回(2012年)市民団体が求めていた提案(施設の届出・登録制や3Rの強化)には3はほとんど含まれていない。1と2のほんの一部に当たる(実質的に動物実験を規制するものではない)。

日・米・EU動物実験法規制比較 (2012年現在)

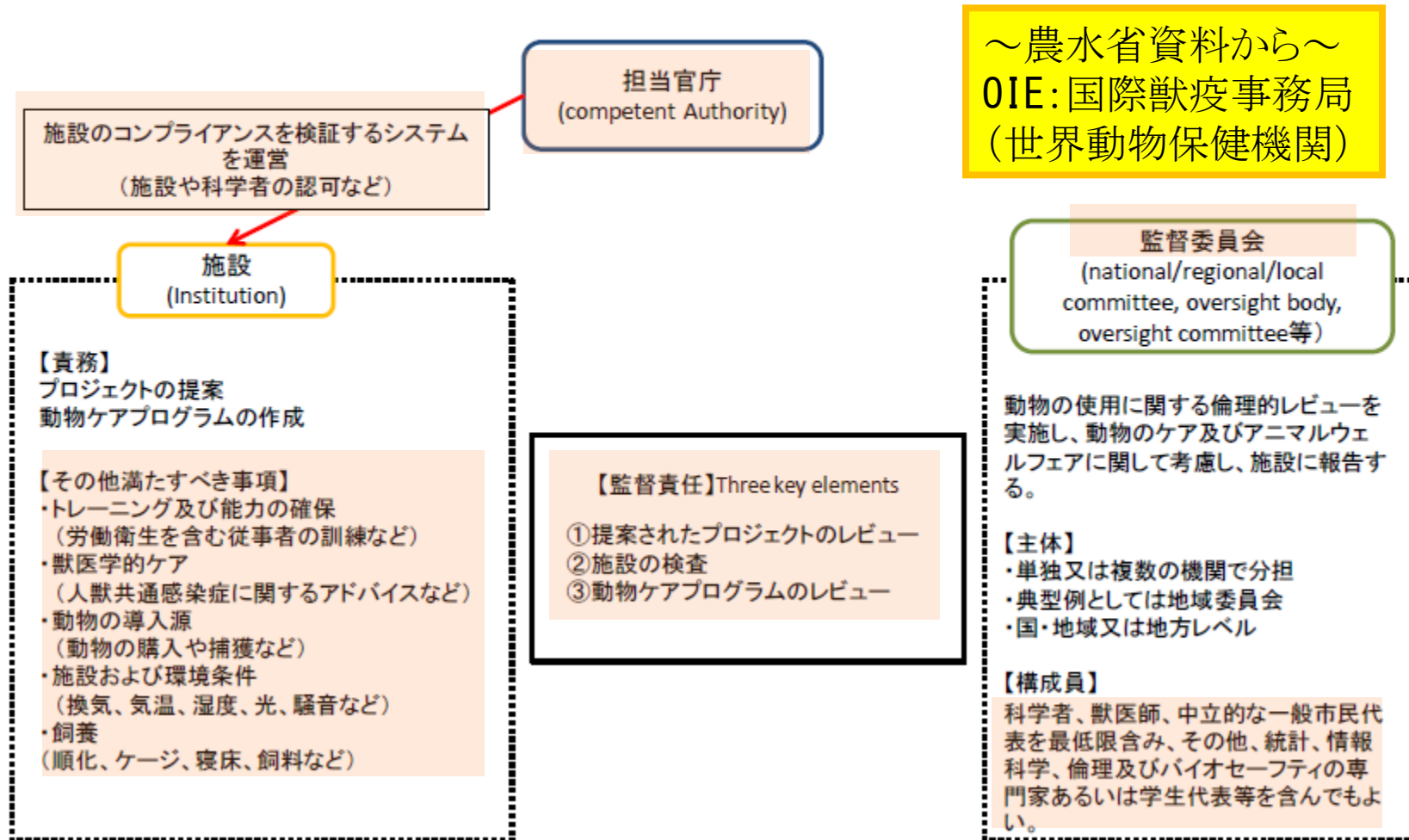
| | EU・EU指令 Directive 2010/63/EU | 米国・動物福祉法 Animal Welfare Act | 日本・動物愛護管理法 |
|----------|---------------------------------|--------------------------------|------------|
| 実験者認可 | ○ | × | × |
| 実験動物業者認可 | ○ | ○(免許制) | × |
| 実験施設認可 | ○(実験者認可時の要件として) | △(登録制) | × |
| 実験計画審査 | ○(国) | △(機関内委員会) | ×(指針) |
| 委員会設置 | ○(国) | △(機関内委員会) | ×(基準・指針) |
| 査察 | ○(国) | ○(国・機関内委員会) | ×(業界認証のみ) |
| 教育訓練 | ○ | ○ | ×(基準・指針) |
| 記録 | ○ | ○ | ×(基準) |
| 罰則 | ○ | ○ | × |

※○、×は法的な裏付けがあり強制力を持ったものかどうかを判断基準とした。
「基準」は実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）
「指針」は動物実験基本指針（文科、厚労、農水省） いずれも強制力はない。

2010年に制定されたOIEの実験動物福祉条項

参考資料2

研究及び教育における動物の使用



http://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/wto-sps/oie/pdf/rm2_laboani.pdf

今回の法改正の争点 (市民団体が強く求めた項目)

1. すべての実験動物飼養施設(動物実験施設、実験動物業者を含む)を登録制とする
2. 3R原則を強化する



諸外国に比べ、遥かに控えめな提案。
しかし……

提案1. 施設の登録

○動物の愛護及び管理に関する条例(兵庫県)

(実験動物の飼養又は保管の届出)

第25条 実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。(以下略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 実験動物の種類及び数
- (3) 施設の所在地及び設置場所
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(以下略)

- ✓ 兵庫県では平成5年(条例制定時)から、条例に基づく、実験動物飼養施設の届出と立入り調査を行っている。
- ✓ 兵庫県で20年近く運用している制度を全国でできない理由がない。



提案1. 施設の登録 続き

1. 届出

届出とは、ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知する行為であって、許可、免許とは異なり、それが行政官庁に到達することをもって足り、行政官庁側の諾否の判断を経る必要がないという点に特徴がある。

ただし、設備が基準を満たしているかなどの確認が行われる場合がある。

提案 1. 施設の登録 続き

2. 登録

行政上の事前規制の手法の一種で、いわば届出制と許可制の中間的な仕組み。登録は一定の客観的な基準に合致すれば認められるが、登録業者は登録拒否事由に該当するに至ったときのほか、一定の不正行為をしたときなどに登録を取り消されたり、営業停止される。

提案 1. 施設の登録 続き

3. 許可

許可とは、公共の安全や秩序の維持などの公益上の理由から法令により一般的に禁止されている行為について、特定の場面にその禁止を解いて当該行為を適法に行えるようにすることをいう。

許可は、申請を受けた行政官庁に裁量が認められ、仮に申請自体に不備がなかったとしても申請が拒否される(不許可となる)場合がある点に特徴がある。

届出・登録を必要とする業種例

| | 届出 | 登録 | 免許 | 許可 | 監督官庁 |
|------------------|----|----|----|-----|------------------|
| 理容・美容業 | ○ | | | | 保健所(都道府県知事) |
| クリーニング業 | ○ | | | | 保健所(都道府県知事) |
| 探偵業 | ○ | | | | 警察署(都道府県公安委員会) |
| 駐車場 | ○ | | | | 都道府県知事 |
| 深夜酒類提供(居酒屋・スナック) | ○ | | | (○) | 警察署(都道府県公安委員会) |
| 毒物・劇物の製造・販売 | | ○ | | | 厚生労働大臣、都道府県知事 |
| 旅行業 | | ○ | | | 観光庁長官 |
| 電気工事業 | | ○ | | | 都道府県知事もしくは経済産業大臣 |
| 貸金業 | | ○ | | | 内閣総理大臣又は都道府県知事 |
| 動物取扱業(実験動物業者除く) | | ○ | | | 都道府県知事又は政令市の長 |



免許・許可を必要とする業種例

| | 届出 | 登録 | 免許 | 許可 | 監督官庁 |
|---------------|----|----|----|----|---------------|
| 医師 | | | ○ | | 厚生労働大臣 |
| 獣医師 | | | ○ | | 農林水産大臣 |
| 銀行業 | | | ○ | | 内閣総理大臣 |
| 病院・歯科 | | | | ○ | 都道府県知事 |
| 薬局 | | | | ○ | 都道府県知事 |
| 医薬品・化粧品の製造・販売 | | | | ○ | 厚生労働大臣 |
| 特定化学物質製造業 | | | | ○ | 経済産業大臣 |
| 産業廃棄物処理業 | | | | ○ | 都道府県知事 |
| 飲食店 | | | | ○ | 保健所(都道府県知事) |
| と畜場 | | | | ○ | 都道府県知事 |
| 特定動物(危険動物)の飼養 | | | | ○ | 都道府県知事又は政令市の長 |
| 特定外来生物の飼養 | | | | ○ | 農水大臣又は環境大臣 |



クリーニング所（取次店）の開設 （横須賀市）

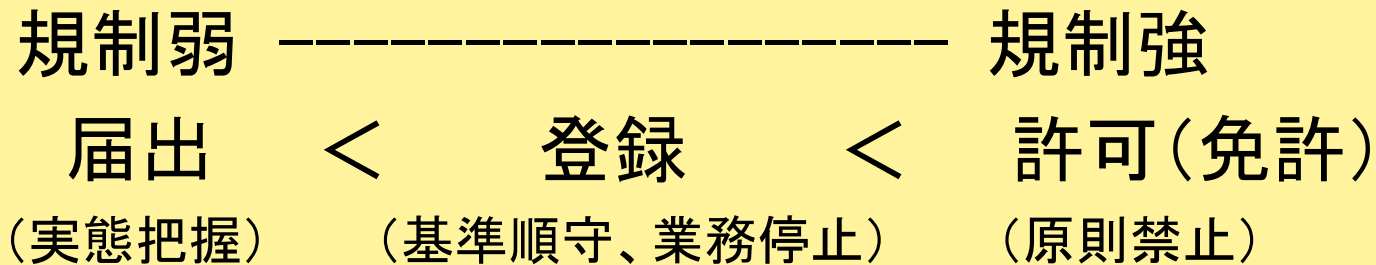


クリーニング所（取次店）を営業するには、法令で決められた施設基準に適合するかについて、あらかじめ保健所の検査を受ける必要があります。

主な施設基準

- 住居等と区画され、洗濯物の取扱数量に応じた適当な広さがあること。
- 採光が良いこと。
- 必要な装置などを設け、換気を良くすること。
- 洗濯が終わらないもの（未処理品）の受入れ・保管等は、洗濯・仕上げを終えたもの（処理品）を汚染しないような場所で行い、容器・戸棚等を区分すること。
- 処理品の整理・保管は、戸棚等の設備を備えて行うこと。
- 洗濯物をねずみ、昆虫等により汚染されないような措置を講じておくこと。
- 洗濯物を集荷・配達する場合容器は、処理品と未処理品を区分できること。
- 伝染性の疾病の病原体による汚染のある洗濯物を取り扱う場合は、他の洗濯物と区分すること。

提案1. 施設の登録 続き



- 施設の届出・登録は「実態把握」と「行政監督（福祉・3Rの担保）」のための最低限の制度！
- 適正な科学研究を規制するものではなく、医学の発展を妨げるものでもない。
- 床屋や美容室でさえ届出制なのに、動物を数万匹飼養する実験施設を野放しでいいのか？

登録制導入によるメリット

1. 施設が行政の監督下に入ることによって、動物の愛護管理上、問題があったときに行政指導できるようになる。
2. 実態把握と情報公開が進み、動物の犠牲や動物実験の意義に関して関心が寄せられ、社会的な議論が促進されるとともに、関係者のモラルが向上する。
3. 施設の所在や動物の数が明らかになることにより、災害時等、行政や地域住民が適切な対応をとることができる。

提案2. 3Rの強化

動物の愛護及び管理に関する法律

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

■ 提案事項 ■

- ・「配慮するものとする」は「しなければならない」(義務)へ。
- ・「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」「その利用に必要な限度において」は削除。

(以上を削除・修正してもまだ「できる限り」が残るので研究に支障を及ぼすことはない)

- ・文章全体が曖昧で客観性に欠けるのでOIEやEU等の国際スタンダードな表現に倣う。

提案2. 3Rの強化 続き

OIE陸生動物規約(2010) 実験動物福祉条項より

動物実験の国際原則3R

Replacement: 脊椎動物の細胞、組織あるいは器官を使用する(関連物質による置き換え)、あるいは脊椎動物を使用せず(完全置き換え)、科学的な目的を達成する方法の活用。

Reduction: 研究者が同程度の情報をより少ない動物を用いて得ることができる方法あるいは同じ数の動物を用いてより多くの情報を得る方法の活用。

Refinement: 痛み、苦痛、苦悩あるいは継続的な害を防止する、軽減するあるいは最小化する方法及び/あるいは使用する動物のウェルフェアを向上する方法の活用。Refinementには、より神経系が構造的及び機能的に複雑ではない種及びこれらが複雑でないため経験を明確に記憶しにくい種を適切に選択することを含む。飼育施設、移動、手順及び安楽死など、動物の生涯を通じてRefinementの機会を考慮されまた実行されるべき。

提案2. 3Rの強化 続き



韓国動物保護法(2011): ALIVE訳より

第23条(動物実験の原則)

1. 動物実験は人類の福祉増進と動物の生命の尊厳性を考慮して実施しなければならない。
2. 動物実験をしようとする場合には、これを代替することができる方法を優先的に考慮しなければならない。
3. 動物実験は実験に使用する動物(以下“実験動物”という)の倫理的扱いと科学的使用に関する知識と経験を保有する者が施行しなければならず、必要最小限の動物を使用しなければならない。
4. 実験動物の苦痛が伴う実験は、感覚能力が低い動物を使用し、鎮痛・鎮静・麻酔剤の使用等、獣医学的方法に従い、苦痛を減らすための適切な措置をしなければならない。

ご清聴ありがとうございました。

